

京 都 都 市 計 画

(京都国際文化観光都市建設計画)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

+

平成19年11月

京 都 府

《 目 次 》

1	都市計画の目標	・ ・ ・ ・ 1
2	区域区分の有無及び方針	・ ・ ・ ・ 3
3	土地利用の方針	・ ・ ・ ・ 4
4	都市施設の方針	・ ・ ・ 1 0
5	市街地開発事業の方針	・ ・ ・ 1 6
6	自然環境の整備又は保全に関する方針	・ ・ ・ 1 8

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

京都市は、平安京が794年に創建されて以来1200年を超える期間、都市としての変化成長を遂げてきた。また、乙訓地域は、784年の長岡京創建以来幾度も戦乱にあいながらも、都市としての盛衰を経てきている。その長い歴史を振り返るとき、先人達は建都以来幾度かの試練に逢いながら、自らの暮らしを守り高めるために、知恵と力を結集し、優れた伝統の上に創造を加え、山紫水明の自然の地に、常に個性のあるまちを築いてきた。

こうした、京都市・乙訓地域を含む本区域の優れた伝統を継承し、住民の豊かな暮らしの実現を目指し、時々の課題に対応しながら、まちと自然、歴史や伝統と新たな創造、京都の文化と海外の文化、それぞれの調和と共生を育みながら、世界に誇れる都市としての位置を確かなものとするため、次の基本理念に基づき都市づくりを進める。

- ①美しい風土と文化を継承し、文化の香りと創造性にあふれる国際交流都市づくり
- ②都市機能の高度化及び居住環境の向上を図る都市づくり
- ③公共交通機関を活かした機能的な都市活動ができるコンパクトな都市づくり
- ④都市基盤等これまでに培ってきた成果を活かした都市づくり
- ⑤中心市街地の賑わいと活力基盤のある都市づくり
- ⑥広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり
- ⑦環境への負荷の低減を図る環境にやさしい都市づくり
- ⑧だれもが安心・安全で健やかに暮らすことができる良好な住宅・住環境がある都市づくり
- ⑨他都市地域との広域的な連携と交流を推進する都市づくり
- ⑩地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり
- ⑪情報化、国際化の進展に対応できる国際交流拠点の都市づくり
- ⑫住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり
- ⑬自然及び歴史的環境の保全・活用や美しい景観のある都市づくり

(2) 区域の将来像

明治期の近代産業の勃興期及び戦後まもなくの復興期に京都市の人口は大きく伸び、都心部は高密度な人口集積を抱えたが、高度経済成長期以降乙訓地域などへの郊外化の流れが始まり、都心部から人口や事業所、大学等の郊外への移動が進み、近年、これらの傾向は、より郊外への流出へと移行した。最近では、京都市中心部でのマンション建築に伴う都心回帰傾向も見られるが、京都市の郊外区や向日市、長岡京市、大山崎町の人口も横ばい傾向にあることから、都市計画区域全体としては人口の減少傾向にある。

このことは、都心部での世帯人員の減少や高齢化を引き起こし、伝統産業を初めとする地場産業の低迷とも相まって、伝統を蓄積してきた地域社会の低迷にもつながっている。更に、1990年前後のいわゆる「バブル経済」の時期に不動産の過度な投資対象化により地価が高騰し、居住環境の悪化や伝統的な町並みの崩壊など、空間的、社会的な変貌が進んだ。また、モータリゼーションの進行に伴い、交通渋滞による都市活動の停滞や排出ガスによる大気汚染や温暖化、交通弱者対策などの問題が顕在化しており、車依存型社会の見直しが必要となっている。

一方、地球温暖化やオゾン層破壊、更には都市型公害など、地球規模から身近な生活の場面に至るまで様々な環境問題が顕在化する中で、開発や交通、経済社会システム、生活様式などあらゆる面で、環境に負荷を与えない方向での見直しが求められている。

また、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災は、都市構造や建築物の災害に対する脆弱さを露呈した形となり、改めて都市の防災対策の重要性が再認識された。

今後、従来のような経済の成長が期待できず、人口の減少や高齢化の更なる進行が予測され、ボーダレス化が一層進み、社会が成熟化に向かう中で、グローバルな視野に立ち、京都のもつ伝統を継承し、都市の持続的な発展を展望しつつ、個性的ですべての人々が安心・安全に暮らせるまちづくりを住民、事業者、行政のパートナーシップにより実現していくことが、都市計画の大きな課題となっている。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

◆再生・再構築による活力がある都市

長岡京や平安京以来の長い歴史に生まれ、優れた景観や歴史的資源を保存・継承していくとともに、歴史的資源の保全を図る。また、既成市街地においては、街並み・町家の保全・再生や居住環境の改善を図るとともに、主要駅周辺地区における市街地開発事業等の導入により都市機能の増進と都市環境の改善を進める。

近年、都市活動の中心地として発展してきた都心部やその周辺部から事業所が流出し都市としての求心力が低下しているため、工場跡地や鉄道駅周辺等の低未利用地の土地利用転換を図り、活力に満ちあふれた都市に再生する。

◆文化の香りと創造性にあふれる国際交流都市

1200年を超える長い歴史に生まれた優れた伝統・文化を保全・継承していくとともに国際的な芸術文化の交流や創作活動の場としての機能を高めるなど、他に類例のない文化的蓄積と美しい自然を活かした新たな文化を創造できる環境を整える。また、学術の一層の振興による豊富な学術資源と京友禅などの伝統技術等の活用により、先端産業及び地場産業の生産機能の充実やベンチャー企業の育成を図り、文化の香りと創造性にあふれる国際交流都市を目指す。

◆安心・安全な暮らしを守る都市

阪神・淡路大震災の教訓や少子高齢社会の到来を踏まえ、府民や来訪者の生命、財産を守る災害に強い都市づくりを進めるとともに、公共施設・旅客施設・建築物のバリアフリー化等により、災害に強く子供からお年寄りまですべての人々が安心・安全に暮らせるうるおいのある都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・本区域の一部は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく既成都市区域及び近郊整備区域に指定されており、都市計画法により区域区分を定めることとされている。
- ・今後は人口等の大幅な増加は予想されないものの、人口規模及び産業規模等の都市的集積度は極めて高く、更に、市街地開発事業及び民間による大規模開発等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成12年	平成27年
都市計画区域内人口	1,615.1千人	おおむね1,586.0千人
市街化区域内人口	1,591.8千人	おおむね1,563.6千人

②産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成12年	平成27年
生産規模	工業出荷額	35,264億円	41,573億円
	卸小売販売額	79,848億円	80,080億円
就業構造	第1次産業	6.7千人 (0.9%)	2.7千人 (0.4%)
	第2次産業	203.0千人 (27.1%)	165.2千人 (26.8%)
	第3次産業	538.1千人 (72.0%)	448.8千人 (72.8%)

③市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成27年
市街化区域面積	16,811 h a

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①商業・業務地

(ア) 中心商業・業務地区

官公庁施設は、京都御苑周辺及び河原町御池周辺に集積している。

京都市の四条烏丸周辺等の都心部の幹線道路沿道地区については、都心にふさわしい広域的な商業・業務機能の集積を図り、また、J R 京都駅地区については、京都の玄関口にふさわしい広域的な商業・業務機能の集積を図る。

京都市南部地域の油小路通沿いを中心とする高度集積地区については、大手筋周辺における既存の商業機能の拡充と連携しつつ、商業・業務機能、情報機能、流通機能等、多様な都市機能の集積を図る。

(イ) 商業・業務・居住地区（一般商業・一般業務地）

京都市の四条河原町周辺等中心商業・業務地の周辺地区及びJ R 京都駅周辺地区等交通拠点地区の機能共存系の市街地については、商業・サービス業や伝統的な製造業などと都市居住の共存を図るとともに、商業・業務・居住機能と文化・学術・国際交流機能等との調和を図る。

特に地域の核となる阪急桂駅、J R 二条駅、山科駅、六地蔵駅、長岡京駅、地下鉄醍醐駅周辺地区等の交通拠点地区、幹線道路沿道地区及び既存商店街については、生活圈レベルのニーズに対応した利便性の高い商業・業務機能の集積を図るとともに、今後整備が進む京都久世高田・向日寺戸地区についても、複合的な商業・業務・居住機能を誘導し、地域の旧商業施設との連係を図る。

京都から大阪に繋がる都市拠点である阪急長岡天神駅、東向日駅周辺地区等においても、地域の利便や職住共存に対応した商業、業務施設の整備を検討する。

また、京都市都心部の幹線道路に囲まれた内部地域等の職住共存地区については、人材の蓄積、豊かな交流機会、創造的活力、文化発信力を活用した産業振興を図るとともに、京都の特色ある多様な生活文化の展開を支える都心居住機能との共存を確保する。

さらに、阪急京都線新駅周辺についても、必要な都市機能の誘導を図る。

②工業地

(ア) 伝統産業地区

西陣、清水地区等については、伝統産業及びその関連産業を集積させ、都市居住と共存した地場産業の振興を図るとともに、新規分野の開拓等の新たな展開を図る。

伝統産業の振興のための環境整備を進めるとともに、伝統産業と一体となった居住環境の整備を進める。

(イ) 工業地区

山ノ内地区、西京極地区、吉祥院地区については、生産機能の高度化とともに周辺環境と一体的な構造転換を誘導する。また、J R 西大路駅や向日町駅周辺地区など住工の共存を目指す地域については、相互の調整を図り、良好な居住環境の形成と産業基盤の整備を進め、魅力ある地域づくりを図る。

上鳥羽地区、桂川右岸地区、横大路地区については、都市基盤の整備を行い、産業機能

を誘導する。

高度集積地区については、知識・技術・情報を主な機能とする先端的な産業や研究開発機能等の集積を図る。

③住宅地

(ア) 住居専用地区

東山、北山、西山の山麓地、河川沿い、主要文化財周辺の風致景観の保全に努める。

新規に開発される住宅地区等については、低層住宅としての土地利用を図り、三山の山麓部に連なる住宅地区については、中低層住宅としての土地利用を図る。

地区計画、建築協定、緑化に関する協定等の活用により、良好な住環境の形成を図る。

(イ) 住居地区

既成市街地の住宅地区等については、低層住宅や中高層住宅と生活関連サービス施設との共存を図る。

高度集積地区については、商業・業務等の機能と居住機能とのバランスのとれた都市整備を図る観点から、環境共生に配慮した良質な都市型住宅の誘導・整備を図る。

また、新たに開発する阪急洛西口駅東地区等については、面的整備事業の推進や地区計画の活用等により良好な住環境を有する住宅地の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

区域 用途	高密度利用を図るべき 区域	中密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき 区域
商業地 業務地	○都心部の幹線道路沿 道地区 ○J R 京都駅周辺地区 ○J R 長岡京駅周辺地 区	○職住共存地区 (都心部の幹線道路沿道以外の地区) ○高度集積地区 (京都市南部油小路沿道) ○京都久世高田・向日寺戸 地域 ○長岡京・向日市役所、 大山崎町役場周辺地区 ○京都市のJ R、私鉄の主 要駅周辺 ○阪急洛西口駅東地区～京 都久世高田・向日寺戸地 域～J R 向日町駅～阪急 東向日駅周辺地区 ○阪急長岡天神駅周辺地区	
工業地		○西陣、壬生、清水地区 ○山ノ内、西京極、 吉祥院、西大路地区 ○J R 向日町駅東地区	○上鳥羽、桂川右岸 横大路地区
住宅地		○京都市の既成市街地 の住宅地区 ○向日市・長岡京市・大山 崎町の中心部及び鉄道駅 周辺 ○京都久世高田・向日寺戸 地域 ○阪急洛西口駅東地区	○京都市の東山、北 山、西山の各山麓 部及び新規に開発 される住宅地区 ○向日市、長岡京市 大山崎町の既成市 街地

(3) 市街地における住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、少子化が進む一方で高齢社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくり

を推進し、高齢者はもとより若者や中堅勤労者等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

区 分	住区分の考え方	主な地区	整備方針
既成市街地	おおむね小学校区等日常生活圏を単位とする。	○京都市都心部	<p>地場産業の振興と新たな都市型産業の開発により職住の共存を図るとともに、住民・事業者行政の協働により魅力ある都心の生活環境を形成する。</p> <p>また、子供達が戸外活動できる地域社会の交流の場や災害時の避難施設となるコミュニティ道路、公園、広場を確保するなど生活関連施設の整備を図る。</p> <p>町家等の優れた歴史・文化資源を生かした個性的で魅力ある都市づくりを進める。</p>
		○京都市周辺部 ○向日市、長岡京市、 大山崎町の既成市街地	<p>職住の共存、防災機能の向上を図るとともに道路や公園など既存の都市施設を生かし、道路については生活道路としての機能を高め、公園については地域の特性に応じて整備に努める。</p>
市街及 化新 進び市 行街 地地 域		洛北、西賀茂、日野、 桂坂	<p>コミュニティの形成を考慮し、土地区画整理事業等により道路、公園等の適正配置を行い、良好な居住環境の形成を図る。</p> <p>義務教育施設についても、計画的な配置により整備を図る。</p>

(4) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用方針

① まちなか再生に関する方針

人口減少時代の到来や少子高齢社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、これまで整備された公共交通機関など都市基盤の既存ストックを活かしたまちづくりを推進することで、誰もが暮らしやすく、機能的な都市活動ができる「まちなか」再生を図る。

また、中心市街地の活性化を目指す「地域商業ガイドライン」等に沿って、特定大規模建築物の郊外立地を抑制する。

② 土地の高度利用に関する方針

中心商業業務地や交通結節点などにおいては、商業・業務機能の集積のため、周辺市街地へも十分配慮して高度利用を図る。

さらに、都市再生緊急整備地域の指定を受けた京都南部油小路通沿道地域、JR京都駅南地域、京都久世高田・向日寺戸地域及びJR長岡京駅周辺地域については、その整備方針等を踏まえ、高度利用を図る。

③ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

大規模工場跡地等で低未利用となっている土地の利用を促進するため、市街地開発事業等の導入、随時かつ的確な地域地区の見直しや地区計画の活用により適切な用途の転換を図る。

良好な住宅地としての環境を保全すべき地区については、他用途の混在を排除し用途純化を進める。

一方、既成市街地等においては、多様な機能の複合により活力のある市街地を再生するため、商業・業務機能や都心居住機能等の用途複合化の検討を進める。

④ 居住環境の改善又は維持に関する方針

防災上危険な老朽木造住宅が密集した市街地については、市街地開発事業、住環境整備事業及び地区計画等の活用により、防災性の向上など、居住環境に配慮した市街地整備を進める。また、防犯機能の向上のため、地区計画の活用や都市基盤整備により、地域コミュニティーの維持・形成に配慮した空間改善に努める。

さらに、土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

⑤ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

上賀茂神社、金閣寺及び長岡天満宮等多くの歴史的遺産が存在し、周辺の樹林地とともに、独特の歴史的景観を形成している市街地においては、樹林地の地域制緑地の指定等により、自然環境と歴史的景観の保全を図るとともに、身近に自然や歴史文化に親しめる場として活用を検討する。

⑥ 市街地景観の形成に関する方針

三方の山々や鴨川などの豊かな自然と1200年を超える悠久の歴史に育まれてきた歴史都市・京都の美しい景観を保全し、再生し、そして創出するため、50年後、100年後の京都の将来を見据えた都市全体の景観イメージの形成を図る。

また、京都市及び長岡京市をはじめ、景観法を活用した実効性ある景観誘導の取組を促進するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

市街化区域周辺のまとまりのある生産性の高い農地は、都市近郊の高付加価値農業の生産地として期待され、農地としての保全・活用を図り、その生産基盤を整える。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

白川、七瀬川、岡川等の未改修河川の流域については、災害防止上の保全を図る。

東山、北山、西山及び山科盆地の山麓部については、保安林等の指定のある地域や急勾配地を含む地域の保全を図る。

また、土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

京都盆地及び山科盆地を取り囲む三山並びに鴨川、桂川、宇治川等は、山紫水明の都市づくりの重要な要素であり、風致地区、都市緑地保全地区、歴史的風土保存地区、近郊緑地保全区域、自然公園等の指定区域はもとより、これらに準じる地域についても、自然環境及び自然的景観の保全を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

①基本方針

文化の香りと創造性にあふれ、安心・安全な暮らしを守るとともに新たな都市の再構築を目指し、次の基本方針に基づき、必要な整備に取り組むものとする。

通過交通の流入等による幹線道路や生活道路の交通渋滞や混雑解消を図るため、京都第二外環状道路等の広域幹線道路や、京都高速道路等の都市内幹線道路の整備を推進する。

また、安全かつ快適な交通環境を確保するためには、施設整備だけでなく既存施設の有効活用を図ることが必要であり、交通需要の内容と各種交通機関の持つ機能を勘案し、環境負荷の低減に努めつつ交通施設の効率的な運用を図るなど、安心して快適に歩けるまちづくりを目指して、総合的な都市交通体系の確立に努める。

特に、交通手段の分担については、道路の混雑及び交通事故の解消、環境負荷の低減、土地の効率的な利用等の点を考慮し、将来の交通需要に対処するために必要な公共交通機関の整備、充実を行うとともに、鉄道、バス、自動車、二輪車の各種交通機関と施設が一体的に機能するよう、交通結節機能の強化を図ることにより、各種交通需要を公共交通機関へ誘導する。

また、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

②整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち市街化区域内の幹線街路（506.54km）について、
現況（平成12年） 整備済み延長 328.07km 整備率 65%であるが、
平成27年には、70%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
整備率	65%	70%

③整備方針

ア 道路

広域幹線道路としては、京都第二外環状道路の早期整備を図り、幹線道路としては、京都高速道路をはじめ、(都)御池通、(都)油小路通、(都)伏見向日町線、(都)国道9号線、(都)葛野大路、(都)鴨川東岸線、(都)羽東師墨染線、(都)向日町上鳥羽線、(都)久世梅津北野線、(都)御陵山崎線、(都)中山石見線、(都)石見下海印寺線、(都)久世北茶屋線、(府)大山崎大枝線等を重点的に整備を図る。

さらに、交通結節機能を強化するため、京阪淀駅、地下鉄東西線太秦天神川駅、JR向日町駅東口、JR嵯峨嵐山駅、JR東海道本線新駅（西大路駅～向日町駅間）、阪急京都線新駅（長岡天神駅～大山崎駅間）等において駅前広場の整備を推進する。

イ 鉄道

輸送力の増強及び都市機能の強化を図るため、鉄道については、京都市営地下鉄東西線

(二条～太秦天神川間)の延伸の早期整備及び烏丸線の南伸、東西線の西伸(太秦天神川以西)の推進を図り、JR東海道本線の西大路駅から向日町駅間及び阪急京都線の長岡天神駅から大山崎駅間に新駅を整備する。

また、都市間高速鉄道の役割を果たす、JR山陰本線の複線化及び高架化の早期整備、JR奈良線の複線化の促進を図る。

さらに、阪急京都線(洛西口駅付近)連続立体交差事業及び京阪淀駅付近の高架化事業の促進を図るとともに、乙訓地域の阪急京都線の連続立体交差化について検討を行う。

ウ 交通需要管理

道路の混雑解消や環境負荷の低減を図り、安全かつ快適な交通環境を確保するためには、施設整備だけではなく、既存の交通施設の有効利用を行うため、情報機能を高めるとともに、交通規制や誘導等を体系的に組み合わせた交通需要管理を充実し、鉄道・バス等の公共交通機関の利用促進を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む)は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	京都第二外環状道路、京都高速道路、 (都)御池通、(都)油小路通、(都)八条通、(都)伏見向日町線、(都)国道9号線、(都)葛野大路、(都)鴨川東岸線、(都)今里長法寺線、(都)羽束師墨染線、(都)外環状線、(都)向日町上鳥羽線、(都)吉祥院下鳥羽線、(都)久世梅津北野線、(都)梅津太秦線、(都)御陵六地藏線、(都)御陵山崎線、(都)大津宇治線、(都)桃山石田線、(都)竹田街道、(都)西小路通、(都)京都貴船線、(都)深草大津線、(都)国鉄嵯峨駅北通、(都)大原通、(都)中山石見線、(都)桂馬場線、(都)牛ヶ瀬勝龍寺線、(都)石見下海印寺線、(都)長岡京駅前線、(都)杳掛上羽線、(都)山陰街道、(都)久世北茶屋線、(都)宝ヶ池通、(都)葛野西通、(都)久世高田地区駅前道、(府)向日町停車場線、(府)大山崎大枝線

※(都)：都市計画道路を表す。

イ 鉄道

路線名	備考
京都市営地下鉄東西線	二条～太秦天神川間の延伸、太秦天神川以西の西伸南伸
京都市営地下鉄烏丸線	
JR東海道本線	新駅整備(西大路駅～向日町駅間)
JR山陰本線	京都～園部間の複線化、 花園～嵯峨嵐山間の一部高架化
JR奈良線	複線化

阪急京都線	洛西口駅付近連続立体交差事業
京阪淀駅付近	新駅整備（長岡天神駅～大山崎駅間） 高架化

ウ 駅前広場

箇所名
京阪淀駅、JR向日町駅東口、JR嵯峨嵐山駅、 地下鉄東西線太秦天神川駅、JR東海道本線新駅（西大路駅～向日町駅間）、阪急京 都線新駅（長岡天神駅～大山崎駅間）、阪急長岡天神駅

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、桂川右岸流域下水道及び木津川流域下水道計画並びに各市町の公共下水道計画に基づき下水道の整備を図る。

また、浸水防除の観点から桂川右岸流域下水道及びそれに関連する各市町の公共下水道雨水対策並びに各市町の単独公共下水道雨水対策の整備を図る。

さらに、水循環システムの健全化を図りより良好な都市の水環境を創出する観点から、高度処理の導入、雨天時に未処理の下水が放流され公衆衛生上などの問題に対応するための合流式下水道の改善及び施設の高度利用等により下水道の質的向上を図るとともに、地球環境保全の観点から下水道汚泥の再資源化など下水道資源の積極的な有効利用を図る。また、施設の老朽化により機能低下を事前に回避しつつ機能向上を図るため、計画的な更新・改築を進める。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

②整備水準の目標

流域関連公共下水道及び各市町の公共下水道の整備を図り、処理区の拡大に努める。

桂川右岸流域下水道及び木津川流域下水道並びに京都市の各下水処理場において、積極的に高度処理を導入するとともに、京都市域の合流式下水道の改善を図り、公共用水域の水質保全に努める。

また、桂川右岸流域下水道及びそれに関連する公共下水道の雨水対策事業並びに各市町の単独公共下水道雨水対策事業の推進を図る。

汚水処理に係る整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
普及率	99%	100%

※普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

③整備方針

市街化区域については、下水道の必要な区域全域、隣接する市街化調整区域及び集合処理が妥当な周辺地域での計画的な下水道の整備を図る。また、広域的な公共用水域の水質保全や親水環境の創造、処理水・汚泥の有効利用等を図るため、高度処理をはじめ下水処理の多面的な技術の開発を進めるとともに、老朽化した管渠や処理施設等の計画的な更新・改築を図る。

- a 桂川右岸流域下水道及び木津川流域下水道の下水処理場の増築、改築及び高度処理の導入を推進する。
- b 各市町の流域関連公共下水道及び京都市単独公共下水道の計画区域内の早期整備を目指す。また、京都市域において、下水処理場の高度処理の導入、合流式下水道の改善を図るとともに、老朽施設の更新・改築を図る。
- c 雨水対策については、桂川右岸流域下水道雨水対策事業を推進し、それに関連する市町の雨水対策事業の早期整備を図る。また、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町について単独公共下水道雨水対策を継続して進める。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所		
下水道 (汚水)	流域下水道事業 (桂川右岸)	終末処理場 洛西浄化センター		
	流域下水道事業 (木津川)	終末処理場 洛南浄化センター		
	公共下水道事業	単 独	京都市	鳥羽、吉祥院、伏見、山科処理区
		流 域 関 連	京都市 向日市 長岡京市 大山崎町	桂川右岸、洛南処理区 桂川右岸処理区 " "
下水道 (雨水)	流域下水道事業 (桂川右岸)	流下貯留管 ポンプ場 雨水北幹線、雨水南幹線 乙訓ポンプ場、呑龍ポンプ場		
	公共下水道事業	京都市 向日市 長岡京市 大山崎町	有栖川排水区、桂・一ノ井排水区 桂川右岸排水区 "、風呂川排水区 大山崎排水区・下植野排水区他	

(3) 河川

①基本方針

大都市地域における安全で快適な生活環境の充実を図る観点から既成市街地の浸水防除を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。具体的には、流域の土地利用の動

向や関連河川の整備状況を勘案して、保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

併せて水とみどりのオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として高く評価し、水辺環境の保全に努めるとともに良好な水辺空間の創出を図る。

②整備水準の目標

本区域は淀川水系の流域にあるが、当面、時間雨量50mm相当の降雨に対する治水安全度を確保することを目標に、都市部の重要な河川を中心に河川改修に合わせて流出抑制施策を講じる等、総合的な治水対策を進める。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

③整備方針

本区域は淀川の三大支流の一つである宇治川の右岸流域と桂川の流域にあり、中心部を典型的な都市河川である鴨川が貫流している。

中心部の人口・資産集中地区をはじめとする平地部においては、時間雨量50mm相当の降雨に対する整備をめざし、鴨川、山科川、西羽束師川、新川等の改修を中心に、既成市街地の浸水常襲地帯の解消を図る。

- a 京都市の山手部からその周辺にかかる地域では河道が急勾配なため、河道の安定を図る。
- b 溢水被害の解消を図るため、鴨川の支川である長代川、白川等の整備に努める。
- c 鴨川、西高瀬川等の河川については、親水空間の整備等を含めた河川環境の保全を図る。
- d 洪水時における河川の水位上昇により、それに流入する河川や排水路から自然に排水することができなくなる低地帯では、内水の排除を効率的に行うため、排水機場の整備及び増強に努める。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所
河川	河川改修事業 都市基盤河川改修事業	一級河川 桂川、宇治川、鴨川、西高瀬川、白川、 長代川、旧安祥寺川、西野山川、 西羽束師川、七瀬川、善峰川、新川、 有栖川、山科川

(4) その他の都市施設

①基本方針

総量抑制的発想に立った、ごみ減量目標の設定とその目標達成に向け、府民、事業者との連携の下、ごみの減量、リサイクルを推進することを基本に、リサイクルの拡大を図る施設を含め、将来の適正なごみ処理事業を維持するための施設の整備を、適正配置や道路状況などを総合的に考慮して推進する。

また、本格的な高齢社会を迎える中で、誰もが暮らしやすく、都市活動の向上や都市生活の魅力高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ、国際文化交流施設や府民が気軽に利用できる文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるよう生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

なお、公共施設は公共交通機関の利便性の高いところに誘導するとともに、既存施設の有効利用や相互利用を推進する。

②整備方針

I ごみ処理及び再資源化

(ア) 既存クリーンセンターについて、耐用年数やごみ減量化の進捗状況に応じ、環境保全に配慮し、施設の整備を推進する。

(イ) 再資源化施設については、バイオマスの利活用を促進するため、厨芥類等のバイオガス化施設を整備する。

II 卸売市場

食生活を豊かにかつ安定的に支え、安心・安全な生鮮食料品の供給拠点として、物流の効率化や品質管理機能強化を図るため、既存施設の整備を推進する。

III 小・中学校の整備

老朽校舎の全面改築、体育館・プールの改築、耐震補強工事を伴う校舎の大規模改修などを実施し、新しい時代にふさわしい多様な教育内容に対応する施設整備を図る。

また、空き教室等を地区センター、地域防災拠点、高齢者対応施設等、地域の核施設として有効利用することを検討する。

IV その他の中核施設

(ア) 親しみやすく、安全で利便性の高い市町庁舎や区総合庁舎の整備を図る。

(イ) 住民が幅広く利用できる文化・スポーツ施設の整備を図る。

(ウ) 福祉を担う拠点施設の整備を図る。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 内 容
ごみ処理施設	南部クリーンセンターの整備 廃棄物の減量化・廃棄物の再資源化施設の整備
卸売市場	京都市中央卸売市場の整備
その他の施設	京都市市庁舎、右京区総合庁舎の整備 新中央図書館の建設

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、近年、都市の構造が大きく変化しつつあり、居住地として、あるいは都市活動の中心地として発展してきた都心部やその周辺部から人口や事業所が流出するとともに、先端産業が成長する一方で、地場産業としての中心的な役割を果たしてきた伝統産業は低迷を続けている。一方、郊外では住宅や店舗、事務所の立地が進み、基盤整備の整わない状態で市街地が拡大している。

これらの動向は既成市街地の公共施設の遊休化、都市力の弱体化を招き、また、居住地としての魅力を減少させ、地域社会を衰退させている。

このため、既成市街地においては、歴史特性を生かした地場産業や職住近接に対応した産業の振興に努め、優れた既存ストックの保全・再生を図るとともに、都市居住に対応した暮らしやすく魅力ある市街地形成に向けて、住民、事業者、行政のパートナーシップにより、地域特性に見合う整備手法を創出し、その再整備を推進する。また、面的に居住環境が悪化している地域においては、防災性や居住性を高めるための整備計画を定め、計画的な建替誘導等の再整備を推進する。さらに、交通利便性を活かし都市機能が集積していたが、社会構造の変化により、求心力が低下している地域について、都市拠点としての再生を図る。

市街化進行中の地域及び新市街地については、周辺地域と調和のとれた良好な住宅市街地の形成や新たな都市機能の集積を目指し、土地区画整理事業による基盤整備の推進に努めるとともに、地区計画制度等の活用を図り、防災や居住環境に配慮した市街地整備を進める。

また、特に、市街化区域内の農地や低・未利用地については、土地区画整理事業等の面的整備事業や地区計画等を活用した土地の有効利用により良好な住宅地、産業拠点の形成を誘導する一方、保全すべき農地については、都市緑地としての機能や防災機能、生鮮食品の供給の観点から、長期的な営農ができる施策を講じる。

(2) 整備方針

①市街化進行地域及び新市街地

市街化が進行しつつある区域については、都市施設の整備と土地区画整理事業を推進するとともに、開発許可制度の適切な運用や地区計画制度等の活用により、良好な市街地形成を図る。

また、南部地域の高度集積地区については、住民、事業者、行政のパートナーシップにより、新たな都市機能の集積を図るとともに、ゆとりと潤いのある空間を備えた良好な市街地形成を図る。

また、鉄道駅や駅前広場の新設等による新たな都市拠点の形成を図るべき地域についても、市街地開発事業や地区計画の活用により、良好な都市環境を備えた市街地の形成を図る。

②既成市街地

京都市の既成市街地は、創建から1200年を超える平安京以来の長い歴史に育まれた地域特性を有している。また、近代に入り大きな災害もなく、歴史的伝統を継承しつつ建物の更新を繰り返して現在に至っている。しかし、中心市街地としての求心力の低下、少子化・高齢化の進行、産業の衰退等による空洞化の進行や居住環境の変容、また、阪神・淡路大震災の教訓、

京都市地震被害想定などから、今後、保全・再生・創造のバランスの取れたまちづくり、高齢者の都心回帰や女性の社会進出の拡大等に対応した新たな都心像の確立、老朽木造住宅の密集した市街地の対策等、検討すべき多くの課題を有している。

このため、既成市街地においては、住民、事業者、行政のパートナーシップを基本に、公共による基盤整備の促進や、京町家等の優れた既存ストックの活用も視野に入れるとともに、民間の建替事業等を誘導することにより、地域の特性を生かした良好な環境を保つよう、市街地の再整備を図る。

なお、老朽木造住宅が密集した市街地については、市街地開発事業、住環境整備事業及び地区計画等の活用を図りつつ、防災性を高めるとともに、居住環境に配慮した市街地整備を進める。

乙訓地域における主要駅周辺においては、都市機能の維持増進及び都市環境の整備改善を図るため、市街地開発事業や地区計画等により市街地の再整備を図る。

さらに、京都南部油小路通沿道地域、J R 京都駅南地域、京都久世高田・向日寺戸地域及びJ R 長岡京駅周辺地域については、都市再生緊急整備地域の指定を受け、その整備方針により、都市の再構築を図る。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業等	岩倉長谷地区、太秦東部地区、桂御陵坂地区、 J R 京都駅南地区、久我・羽東師地区、 高度集積地区、西賀茂地区、西京桂坂地区、 伏見西部地区、桃山東地区、洛北地区、 京都久世高田・向日寺戸地区、 阪急洛西口駅東地区、長岡天神駅周辺地区

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応、都市の再生、市街地景観といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「歴史と文化に彩られた水とみどりの保全と身近なみどりの創出」を目指して水とみどりの施策を推進する。

①緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成27年)	将来市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約3,700 h a	約22%	約20,700 h a	約40%

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成12年実績	平成27年整備目標
都市計画区域人口 1人当たり整備面積	約3.9m ² /人 (約3.8m ² /人)	約4.8m ² /人 (約4.7m ² /人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

- 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。
- 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。
- スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備する。
- 自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。

○東海自然歩道等の自然歩道や自転車道により水とみどりを結ぶネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

○うるおいのある風景を形成する森林や河川等水とみどりの自然景観を保全する。

○市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

○鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

○都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

○公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

○水とみどりの骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。

○貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

○市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

○市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

○森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ くらしを守るみどりの保全と創出

○地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

○公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。

○市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。

○市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

○工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

○世界遺産、指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

○溪谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

○美林、竹林等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成するみどりを保全する。

○峠の風景、歌や物語に登場する風景等、京都らしい水とみどりの風景を保全するとともに、歴史や文化に親しめる空間として整備する。

○新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

①公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように、約13haの整備を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように、約5haの整備を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように、約11haの整備を図る。
都市基幹公園	総合公園	既設公園の再整備を図るとともに、西山公園等において、約6haの整備を図る。
特殊公園	風致公園	嵐山公園において、バリアフリー化等の整備を図る。
大規模公園	広域公園	宝ヶ池公園等において、約75haの整備を図る。
	緑地	桂川、鴨川、宇治川等において、淀川河川公園、鴨川公園等の整備を図る。さらに、その沿川地域においても緑道等の整備を行い、水とみどりのネットワークの形成を図る。

②地域制緑地の指定方針の概要

地区の種別	指定方針の概要
風致地区	<p>東山、北山、西山の主要な箇所が指定されており、世界遺産周辺の景観保全という観点からも、区域の拡大を検討し、今後とも法規制の適切な運用により緑地の保全を図る。</p> <p>なお、乙訓地域も含む市街地及びその周辺の緑地と都市の環境保全やうらおいのある都市景観を構成する身近な緑について、必要に応じて指定を行う。</p>
近郊緑地保全区域	<p>嵐山から天王山にかけての西山一帯及び醍醐地域に指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、自然環境の保全を図る。</p> <p>また、大原野地域の山間部において、優れた緑地を形成している地域は近郊緑地特別保全地区に指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、優れた自然環境の保全を図る。</p>
特別緑地保全地区	<p>吉田山、洛西において指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、都市の緑地を保存し、良好な自然環境の保全を図る。</p>
歴史的風土保存区域	<p>東山や北山山麓、嵐山等歴史的な環境を有する区域が指定されている。今後とも法規制の適切な運用により、これらの区域を中心に保全を図る。</p> <p>また、特に重要な箇所は、歴史的風土特別保全地区に指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、保全を図る。</p>
自然公園	<p>比叡山山頂部は琵琶湖国定公園、桂川上流の保津峡は府立保津峡自然公園に指定されており、今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、周辺地域も含めた自然環境の保全を検討する。</p>
その他	<p>市街地を囲む周辺の山並みが構成する自然風景について自然風景保全地区等により、積極的に保全を図る。</p>

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種別	名称等
施設緑地	都市基幹公園等 西山公園、嵐山公園等
	その他の公園 淀川河川公園、鴨川公園、宝ヶ池公園 等